

行政経営会議 事業書

開催日：令和7年11月21日（金）

担当課：まちづくり部 まちづくり計画課

件 名：大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例等の一部改正について

提出理由：駐車場法施行令等の改正に伴い、関連する条例及び規則を改正するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景

- ・国は、駐車場法（以下「法」という。）により、商業地域等における特定用途に該当する一定規模以上の建築物について、地方公共団体の条例で駐車施設の設置を義務付けることができる旨を規定している。
- ・さらに、駐車場法施行令（以下「施行令」という。）により、ホテルや飲食店など駐車需要を生じさせるものを特定用途と定義付けている。
- ・本市では、法に基づき、特定用途等の施設については「大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」（以下「附置義務条例」という。）で規定する一方、共同住宅等についても独自で「大和市開発事業の手続及び基準に関する条例」（以下「開発条例」という。）により規定し、駐車施設の附置に係る運用を行ってきた。
- ・このような中、令和6年6月に、国は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」を改正し、車椅子使用者のための駐車施設の設置台数を改定した。
- ・また、令和7年3月には、近年のインターネット取引の普及等に伴う宅配需要の増加により、共同住宅における荷下ろし用の駐車スペースを確保するため、施行令において、特定用途に共同住宅が追加された。
- ・施行令の改正に合わせ、国は、地方公共団体が条例制定の参考とするための「標準駐車場条例」を改正したことから、本市においても条例及び規則について、所要の改正を行う必要がある。

2. 条例及び規則の改正について

（1）基本的な考え方

- ・施行令及び標準駐車場条例の改正内容のうち、大和市内の建築物の現状等を勘案し、本市の条例及び規則の改正が必要となる部分について、施行令等の定めのとおりの改正を行う。
- ・条例及び規則の施行日は、6ヶ月間の周知期間を経て、令和8年10月1日とする。

（2）改正内容

①附置義務条例

- ・車椅子使用者用駐車施設の設置台数の基準について、駐車台数の2パーセントを基本とする改正を行い、あわせて台数に応じた通減措置を規定する。
- ・これまでどおり開発条例において、共同住宅における駐車施設の附置に係る運用を継続するため、附置義務条例において共同住宅の特定用途への適用を除外する規定を追加する。

②附置義務条例施行規則

- ・車椅子使用者用の駐車スペースの高さについて、新たに下の高さを2.3メートル以上とする規定を追加する。

③開発条例施行規則

- ・共同住宅における荷さばき用駐車施設の設置台数の基準について、100戸あたり1台を基本とする改正を行い、あわせて戸数に応じた通減措置を規定する。

経過

- R6.6 改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令公布（R7.6 施行）
R7.3 改正駐車場法施行令公布（R8.4 施行）
国交省「標準駐車場条例」改正

今後の予定

- R7.12 意見公募手続の実施
R8.2 改正条例議案の提出
R8.4 改正附置義務条例一部施行
(※「特定用途から共同住宅を除外する」部分のみ)
R8.10 改正附置義務条例全面施行